

保護観察事件事例研究

【研修のねらい】

犯罪は社会の中で起こり、犯罪者は刑罰を受けてやがては社会に戻っていきます。社会内処遇は、実社会の中で本人や周囲の環境が抱える問題を解決し、善良な社会の一員として自立を図っていくことを目的とし、本人の自助の精神を前提に、適切な指導・支援を行う必要があります。

地域の中で実践的に行う社会内処遇において、保護司は保護観察官が代わることのできない社会的人材として、実社会での導き手として、とても重要な存在であり、保護司の民間性と地域性があるからこそ、地域の実情や特性を活かした立ち直りの支援が可能になります。

本研修では、保護観察対象者の抱える問題が多様化・複雑化し、処遇困難な対象者が増えている現状において、複数の保護司で事件担当する事例を研究することで、複数担当の良い点等を理解し、役割分担や情報共有の在り方について検討します。

【研修の進め方】

1	研修のねらい	5分
2	事例の説明	10分
3	個別検討	15分
4	意見発表	30分
5	まとめ	10分

佐賀保護観察所

佐賀県保護司会連合会

【事例】

- 1 本人 4号 保護観察付き全部執行猶予 50代女性
- 2 本件 窃盗 (スーパーマーケットで食料品を万引き)
- 3 家族の状況

父親は3年前に死亡。母親、弟と3人暮らし。母親の年金と弟の給料で生活。

本人は高校中退後、コンビニ店員や工場作業員として就労するが、長く続かず、35歳以降はほぼ自宅で引きこもりの生活を続けている。

母親とは一緒に買い物や外出に出かけることはあるが、弟とは不仲でほとんど会話は無い。

4 生活歴

小中学校時代は両親が不仲で、ストレスから時々学校をずる休みをしていた。

高校入学後、友達から無視されたり、女子生徒から陰口を言われたことで、下痢などの体調不良が続き、2年時に退学した。

その後コンビニ店員、工場作業員として働くが続かず、以後自宅に引きこもるようになり、日中はスマートフォンでゲームをして過ごすようになった。

5 精神状況など

I Q 6 5 軽度の精神発達遅滞。不眠傾向。

人との交流を嫌い、ささいなことで激高する。

他者の言動を被害的に受け取りやすく、孤立しがちである。

6 担当者 A 女性保護司 (委嘱後3年。保護司宅は本人の自宅の最寄りにある。)

B 男性保護司 (委嘱後1年。社会福祉施設勤務。)

7 保護観察の経過

複数担当として保護観察開始。

毎月2回の面接は、原則A保護司宅に本人が来訪して実施することとした。面接の日時、面接終了時間は、担当保護司と本人で約束した。

本人は、毎回10分ほど遅刻して、徒歩でやってきた。当初は口数が少なく、面接中に本人が激高することもあったが、少しずつ慣れてきて、本人が本心では就労して、自立したいということも分かってきた。

本人に就労について話してみると、予想外に「働けるならどこでもいいから働きたい。」と述べた。

本人の話から就労が続かない理由は、能力等に合わない仕事であったと考えられるので、本人の能力等にあうような福祉的な就労先を捜すこととした。知的障害者の認定を受けて療育手帳を取得するため、地域包括支援センターに助言を求め、療育手帳が交付された。

担当保護司は、手帳取得の手続きのために市福祉課、福祉相談所に本人と同行した。

本人は、自宅から近い就労支援B型事業所を見学、体験就労を経て、事業所での就労を開始。2時間程度の就労から始め、少しずつ就労時間を伸ばした。

しばらくするとほかの就労者とのトラブル、遅刻等があり、事業所の職員と処遇協議しながら、本人を指導。何とか就労を継続している状況。

【個別検討】

- 1 複数担当することになった保護司にはそれぞれに強みがあります。どのような所が強みでしょうか。

A

B

- 2 複数担当する上では役割を明確にする必要があります。おおまかな役割分担は主任官が決めますが、情報収集、必要な支援や指導について、どのような役割分担が考えられるでしょうか。

A

B

3 複数担当を効果的に実施するためには、定期的に処遇協議を行う必要があります。処遇協議する際には、どんな点に留意したらよいでしょうか。

【意見発表】

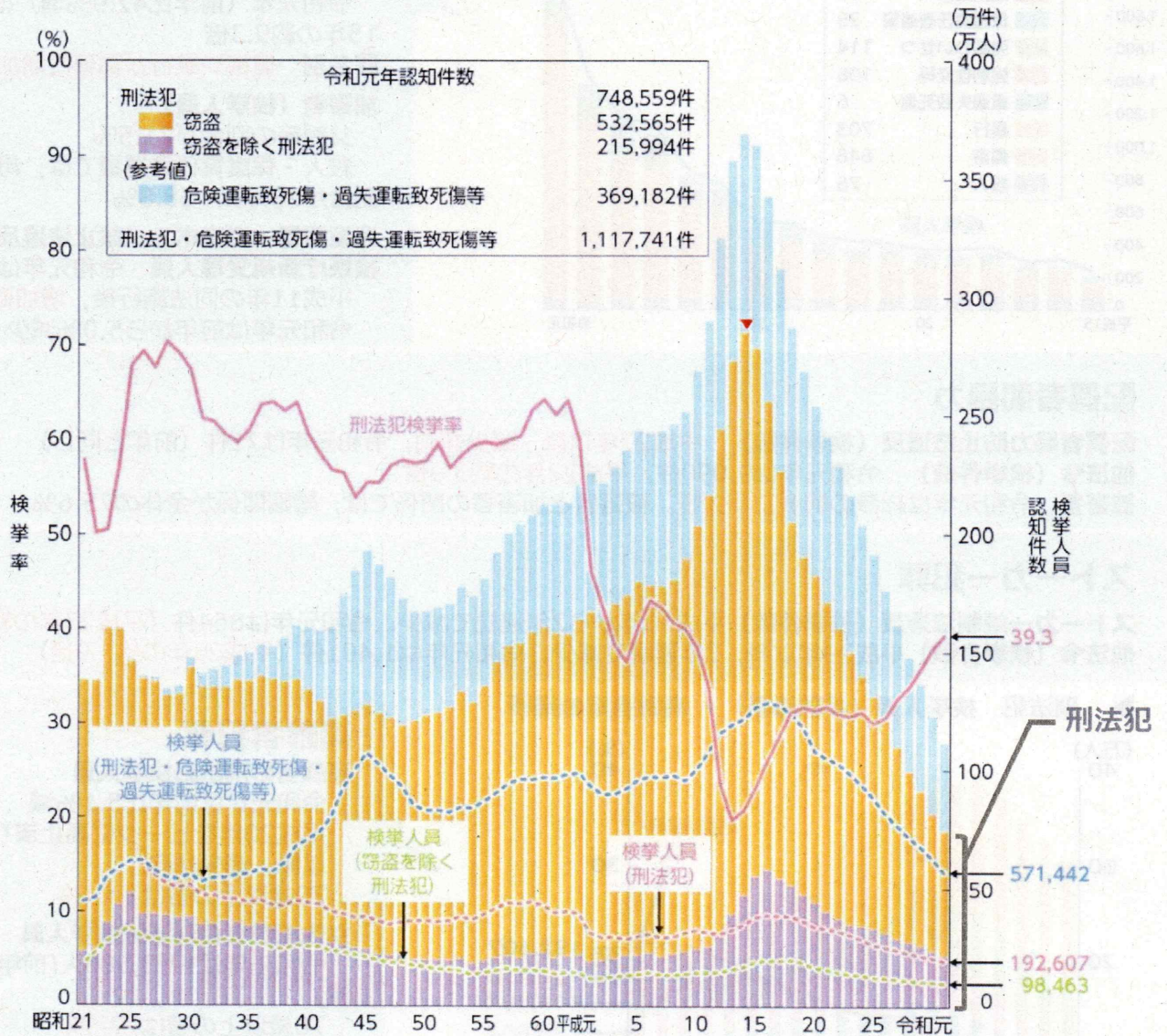
【まとめ】

事件を担当することに不安を感じている保護司はたくさんおられることと思います。複数で担当することによって、処遇する側の不安や負担が軽減されるだけでなく、対象者の処遇をより効果的に実施することが可能になります。

複数担当する上では、役割分担と処遇情報の共有が重要であり、お互いがどう感じているのか常に意思疎通を図り、役割を確認しながら、処遇を進めることを心掛けてください。

令和2年版 犯罪白書の概要

▶ 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

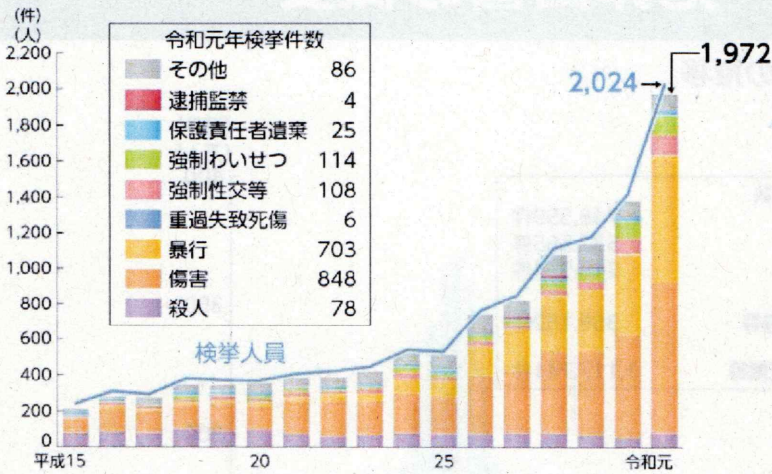


刑法犯の動向

刑法犯の認知件数は、平成14年(285万4,061件)をピークに17年連続で減少
令和元年(前年比8.4%減)も戦後最少を更新

- 窃盗** 平成15年以降、減少。令和元年(前年比8.5%減)も戦後最少を更新
刑法犯の認知件数の7割以上を占める
- 詐欺** 認知件数 3万2,207件(前年比16.4%減)。平成30年以降、減少
特殊詐欺 認知件数 1万6,851件(前年比5.6%減)
※うちキャッシュカード詐欺盗 3,777件(前年比180.2%増)
被害総額 約196億円(前年比32.9%減)
- 粗暴犯** 傷害: 認知件数 2万1,188件(前年比5.9%減)。平成16年以降、減少傾向
暴行: 認知件数 3万 276件(前年比3.5%減)。平成18年以降、高止まり
- 性犯罪** 強制性交等: 認知件数 1,405件(前年比7.5%増)。平成29年以降、増加
強制わいせつ: 認知件数 4,900件(前年比8.2%減)。平成26年以降、減少

▶ 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移 (罪名別)



児童虐待

検挙件数

平成26年以降、大きく増加

令和元年 (前年比42.9%増) は、平成15年の約9.3倍

罪名別 傷害や暴行が顕著に増加

加害者 (検挙人員)

父親等の割合が71.5%

殺人・保護責任者遺棄では、母親等の割合が78.0%・68.8%

児童買春・児童ポルノ禁止法違反の

検察庁新規受理人員 令和元年は3,397人

平成11年の同法施行後、増加傾向

令和元年は前年から5.0%減少

配偶者間暴力

配偶者暴力防止法違反 (検挙件数) 平成27年以降、減少傾向。令和元年は71件 (前年と同じ)

他法令 (検挙件数) 令和元年は9,090件。平成22年の約3.9倍

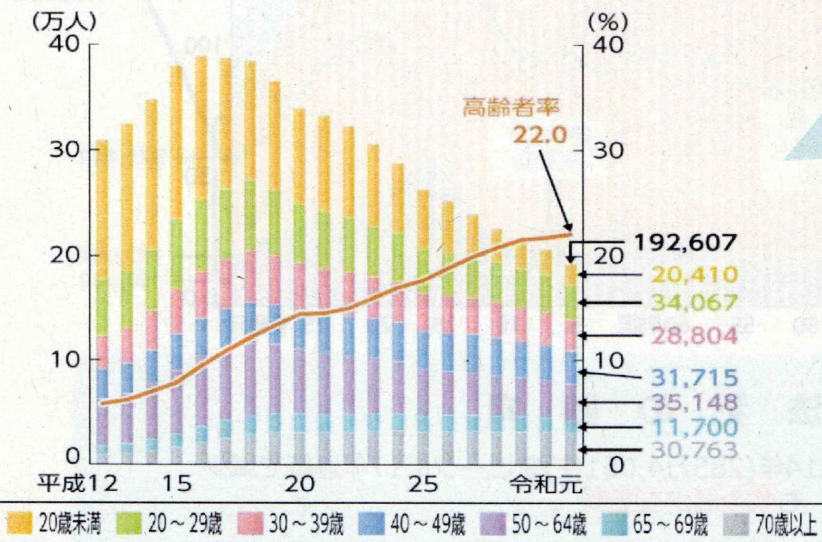
被害者 令和元年は総数の約8割が女性。被害者と加害者の関係では、婚姻関係が全体の75.6%

ストーカー犯罪

ストーカー規制法違反 (検挙件数) 平成30年から2年連続で減少。令和元年は864件 (平成23年の約4.2倍)

他法令 (検挙件数) 平成29年以降、3年連続で減少。令和元年は1,491件 (平成23年の約1.9倍)

▶ 刑法犯 検挙人員 (年齢層別) ・ 高齢者率の推移



高齢者犯罪

高齢者の刑法犯検挙人員

令和元年は前年比5.1%減

平成20年をピークに高止まり。28年以降、減少傾向

70歳以上の者は72.4%

女性高齢者の刑法犯検挙人員

令和元年は1万3,586人(前年比7.0%減)

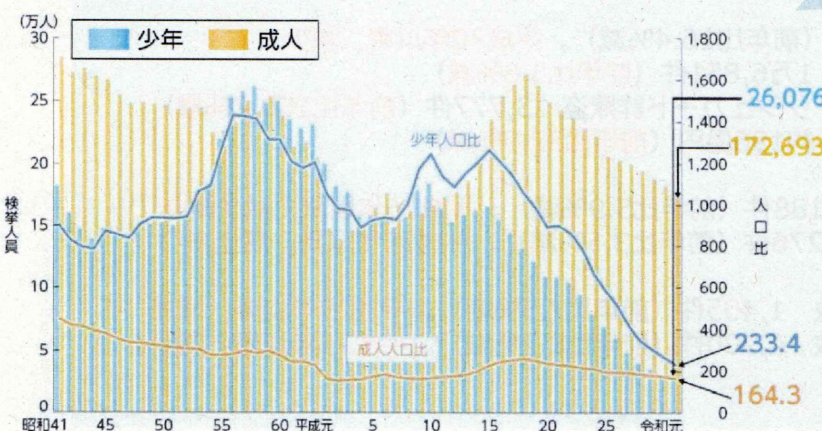
70歳以上の者は79.9%

高齢者率33.7%

罪名別

全年齢層に比べて、窃盗の割合が高い
特に、女性は約9割が窃盗 (その大部分が万引き)

▶ 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移



少年による刑法犯

検挙人員 平成16年以降、減少。令和元年は2万6,076人(前年比14.4%減)

人口比 検挙人員と同様に低下傾向

(令和元年はピークである昭和56年の約6分の1)。成人人口比に比して高いが、その差は減少傾向

年齢層別動向 昭和41年以降、初めて年少少年の人口比が中間少年及び年長少年の人口比を下回った。

※ 令和元年検挙人員 (人口比)

年長少年: 6,430人 (264.6)

中間少年: 8,213人 (359.6)

年少少年: 5,271人 (242.5)

触法少年: 6,162人 (143.9)